

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
総務部 総務課  
TEL 0771-22-3131(代表)  
京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 規 則 ——

- 亀岡市税条例施行規則の一部改正 (税務課) 4

### —— 告 示 ——

- 公示送達 (保険医療課) 5
- 公示送達 (保険医療課) 6
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 8
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 8
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 8
- 公示送達 (税務課) 9
- 公示送達 (税務課) 10
- 亀岡市保育施設等物価高騰対策補助金 交付要綱 (保育課) 11
- 公示送達 (高齢福祉課) 12

### —— 公 告 ——

- 都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課) 13
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 14
- 亀岡市大井町南部土地区画整理組合解散の認可 (都市計画課) 18
- 農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課) 18
- 一般競争入札の執行 (財産管理課) 19

- 亀岡市亀岡駅北土地区画整理組合解散の認可 (都市計画課) 22
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 22
- 亀岡農業振興地域整備計画の変更案の縦覧 (農林振興課) 28
- 亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変更による計画書の縦覧 (農林振興課) 28
- 本市職員採用試験の結果 (人事課) 29
- 都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課) 29

### —— 任免及び辞令 ——

#### 選挙管理委員会欄

### —— 告 示 ——

- 亀岡市議会議員一般選挙に係る各候補者の選挙運動費用収支報告書の要旨の公表 30
- 亀岡市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所 30
- 亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数 31
- 亀岡市議会の解散請求並びに市長等の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数 31
- 合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数 31

○亀岡市議会議員一般選挙の期日	31	○亀岡市議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時	39
○亀岡市議会議員一般選挙における選挙長及び同職務代理者の選任	32	○亀岡市議会議員一般選挙における投票管理者職務代理者の変更	40
○亀岡市議会議員一般選挙において選挙長が立候補の届出の受付等の事務を取り扱う場所及び亀岡市選挙管理委員会が選挙の管理執行を行う場所	32	○亀岡市議会議員一般選挙における投票管理者職務代理者の変更	40
○亀岡市議会議員一般選挙における候補者1人についての選挙運動に関する支出金額の制限額	32	○亀岡市議会議員一般選挙における投票管理者職務代理者の変更	41
○亀岡市議会議員一般選挙において用いる街頭演説用標旗、腕章等の配色	32	○亀岡市議会議員一般選挙における投票管理者の変更	41
○亀岡市議会議員一般選挙において用いる投票用紙の様式	33	○亀岡市議会議員一般選挙の選挙会の日時の変更	42
○亀岡市議会議員一般選挙における期日前投票所	34	○亀岡市議会議員一般選挙において当選した当選人の住所及び氏名	42
○亀岡市議会議員一般選挙における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理者の選任	34	<b>農業委員会欄</b>	
○亀岡市議会議員一般選挙における各投票区の投票所	35	—— 告 示 ——	
○亀岡市議会議員一般選挙における各投票区の投票管理者及び同職務代理者の選任	36	○別段の面積（下限面積）	43
○亀岡市議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時	38	—— 公 告 ——	
○亀岡市議会議員一般選挙における開票事務	38	○令和5年1月定例総会の開催	43
○亀岡市議会議員一般選挙における選挙公報掲載申請の期限	38	<b>上下水道部欄</b>	
○亀岡市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	38	—— 告 示 ——	
○亀岡市議会議員一般選挙における投票記載所の氏名掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	39	○亀岡市指定給水装置工事業者指定の告示	44
		○亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示	44
		○亀岡市指定給水装置工事業者廃止の告示	44
		○亀岡市下水道排水設備指定工事業者廃止の告示	45
		○亀岡市指定給水装置工事業者指定の告示	45
		○亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示	45

○亀岡市指定給水装置工事事業者指定の  
告示 46

○亀岡市下水道排水設備指定工事業者指  
定の告示 46

# 規則

亀岡市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年1月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第1号

亀岡市税条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市税条例施行規則（昭和60年亀岡市規則第17号）の一部を次のように改正する。

別記第35号様式中

「勤務先所在地」を「法人番号又は所在地」に、  
「所得の生ずる場所」を「支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別記第35号様式については、令和5年度の市民税及び府民税の課税分から適用する。

「揭示済」

## 告示

亀岡市告示第1号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和5年1月4日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類  
令和4年度  
後期高齢者医療保険料督促状5期分
- 2 送達を受けるべき者  
住 所 省略  
氏 名 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第2号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和5年1月4日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住所	氏名
1	更正・決定通知書	令和4年度	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	令和4年度第6期	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	令和4年度第6期	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	令和4年度第6期	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	令和4年度第6期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	令和4年度第6期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	令和4年度第6期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	令和4年度第6期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	令和4年度第6期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	令和4年度第6期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	令和4年度第6期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	令和4年度第6期	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	令和4年度第6期	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	令和4年度第6期	国民健康保険料	省略	省略

15	督促状	令和4年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
16	督促状	令和4年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
17	督促状	令和4年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
18	督促状	令和4年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
19	督促状	令和4年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
20	督促状	令和4年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
21	督促状	令和4年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略

- 2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第3号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定に基づき、下記の国民健康保険被保険者証を無効としたので同条第4項の規定により告示する。

令和5年1月12日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀1208-51081

- 1 当該者生年月日  
昭和28年9月25日
- 2 保 険 者  
亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 3 交付した日  
令和4年4月1日
- 4 無効になる日  
令和5年1月12日

「揭示済」

亀岡市告示第4号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定に基づき、下記の国民健康保険被保険者証を無効としたので同条第4項の規定により告示する。

令和5年1月12日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀1905-43010

- 1 当該者生年月日  
昭和52年1月15日
- 2 保 険 者  
亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 3 交付した日  
令和4年4月1日
- 4 無効になる日  
令和5年1月12日

「揭示済」

亀岡市告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和5年1月13日

亀岡市長 桂川孝裕

「本梅町平松区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 森 敏之
- 2 変更年月日  
令和4年11月1日
- 3 変更理由  
代表者の変更

「揭示済」



亀岡市告示第6号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和5年1月19日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 令和4年度 市府民税 第4期

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略
14	省略	省略

15	省略	省略
16	省略	省略
17	省略	省略
18	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第7号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和5年1月19日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住所	氏名
1	令和4年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
2	令和4年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
3	令和4年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
4	令和4年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
5	令和4年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
6	令和4年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
7	令和4年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
8	令和4年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
9	令和4年度 督促状 固定資産税・都市計画税 第1期	省略	省略
10	令和4年度 督促状 固定資産税・都市計画税 第2期	省略	省略
11	令和4年度 督促状 固定資産税・都市計画税 第3期	省略	省略
12	令和4年度 督促状 固定資産税・都市計画税 第4期	省略	省略
13	令和4年度 督促状 固定資産税・都市計画税 第4期	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第8号

亀岡市保育施設等物価高騰対策補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年1月20日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市保育施設等物価高騰対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、物価高騰の影響を受ける市内保育施設等を支援するため、予算の範囲内において亀岡市保育施設等物価高騰対策補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「保育施設等」とは、市内に所在する次の各号に掲げる施設をいう。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第9項から第12項までに規定する事業を行う施設
- (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「子育て支援法」という。)第7条第4項に規定する保育所
- (3) 法第59条の2第1項に規定する施設
- (4) 子育て支援法第7条第4項に規定する認定こども園
- (5) 子育て支援法第7条第4項に規定する幼稚園

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、第6条の規定による申請時点において保育施設等を運営している者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 市税に滞納がある者

- (2) その他市長が適当でないと認める者(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、令和4年4月1日から令和5年1月31日までの月を単位とした任意の期間(以下「補助対象期間」という。)に保育施設等が保育サービス又は幼児教育を提供する上で使用し、又は購入した電気、ガス、ガソリン、灯油、軽油及び重油に係る経費(以下「光熱費等」という。)及び児童の給食の賄材料に係る経費(以下「給食費」という。)とする。ただし、補助対象期間の光熱費等の請求に補助対象期間外に使用し、又は購入した光熱費等が含まれている場合は、当該請求に係る光熱費等は補助対象経費から除くものとする。

- 2 前項の場合において、国又は他の地方公共団体が行う補助金に相当する金銭の交付を受ける見込みがあり、又は既に受けているときは、当該補助金に相当する金銭に係る経費は、補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費から補助対象期間の前年分に相当する光熱費等及び給食費を差し引いて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、令和4年度から保育施設等を運営している交付対象者に係る補助金の額は、次の各号により算出された金額の合計額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 補助対象経費の光熱費等について、各月の単価から前年同時期における参考となる光熱費等の単価を差し引いて得た額に各月の補助対象期間の使用量を乗じて得た額
- (2) 補助対象経費の各月の給食費に消費者物

価指数原数値の食料の前年同月比の割合を乗じて得た額

3 前2項の規定により算出した補助金の額は、別表の左欄に掲げる区分及び同表の中欄に掲げる利用人数に応じ、同表の右欄に掲げる補助基準額を上限とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする交付対象者(以下「申請者」という。)は、亀岡市保育施設等物価高騰対策補助金交付申請(請求)書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添付し、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 保育施設等を運営している者であることが分かる書類の写し(市に備付けの公簿等の記載又は記録により当該事実を確認することができる場合を除く。)
- (2) 影響額計算書(別記第2号様式)
- (3) 補助対象経費を支払ったことが分かる書類
- (4) 補助対象期間の前年分に相当する光熱費等及び給食費を支払ったことが分かる書類(令和4年度から保育施設等を運営している申請者を除く。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 前項の規定による申請は、各保育施設等につき1回とする。

(交付の決定及び交付)

第7条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を申請者に通知するとともに、交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、申請者が虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金の

全部又は一部について返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

【別表、別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第9号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

令和5年1月24日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類  
令和4年度介護保険料納入決定通知書
- 2 送達を受けるべき者  
住 所 省略  
氏 名 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日

から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

## 公 告

亀岡市公告第1号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和5年1月10日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
亀岡市葎田野町佐伯大日堂42の3の一部、104  
(関連区域)  
亀岡市葎田野町佐伯大日堂42の3の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称  
亀岡市葎田野町佐伯大日堂104  
株式会社京都佐伯の里

「揭示済」

亀岡市公告第2号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和5年1月10日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- |              |                          |                        |                       |
|--------------|--------------------------|------------------------|-----------------------|
| (1) 工事番号     | 4道改第8号                   |                        |                       |
| (2) 工事名      | 市道春日部南条線道路改良工事           |                        |                       |
| (3) 工事場所     | 亀岡市曾我部町寺地内               |                        |                       |
| (4) 工事種別     | 土木一式工事                   |                        |                       |
| (5) 工事概要     | 工事延長 L=350.0m W=6.5m     |                        |                       |
|              | 道路土工                     |                        |                       |
|              | 路体盛土工                    | 路体盛土                   | V=305.1m <sup>3</sup> |
|              | 路床盛土工                    | 路床盛土                   | V=798.9m <sup>3</sup> |
|              | 排水構造物工                   |                        |                       |
|              | 側溝工                      | ベンチフリューム450            | L=269.8m              |
|              | 管渠工                      | 重圧管φ500                | L=12.8m               |
|              | 舗装工                      |                        |                       |
|              | アスファルト舗装工                | 表層（再生密粒度As）t=50        | A=549.4m <sup>2</sup> |
|              |                          | 表層（再生密粒度As）t=40        | A=460.1m <sup>2</sup> |
|              | 排水構造物工                   |                        |                       |
|              | 側溝工                      | L型側溝250B               | L=2.4m                |
|              | 縁石工                      |                        |                       |
|              | 縁石工                      | 地先境界ブロックC種             | L=54.1m               |
|              | 防護柵工                     |                        |                       |
|              | 路側防護柵工                   | ガードレールGr-C-4E          | L=389.3m              |
|              | 防止柵工                     | 転落防止柵H=1,100           | L=321.1m              |
|              | 区画線工                     |                        |                       |
|              | 区画線工                     | 区画線（実線、破線、白、W=150、450） | L=728.9m              |
|              |                          | 区画線（文字・記号、W=150換算）     | L=66.0m               |
| (6) 予定価格（税込） | 44,921,800円              |                        |                       |
|              | 【入札書比較価格（税抜）40,838,000円】 |                        |                       |
| (7) 工期       | 契約日の翌日から令和5年3月31日まで      |                        |                       |
| (8) 部分払      | 無                        |                        |                       |

(9) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）

(10) 最低制限価格 採用

(11) 入札保証金 免除

(12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(13) 支給材料及び貸与品 無

(14) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

(1) 令和4年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

(2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

(3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した土木一式工事（A等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

(4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

（※受注金額は、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。）

(5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。

（※受注件数とは、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した土木一式工事（A等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。）

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (別紙様式1)

(2) 配置予定技術者調書 (別紙様式2)

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者(入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円(建築一式は7,000万円)未満の場合は主任技術者)は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。(恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。)

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和5年1月10日(火) 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和5年1月10日(火) 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和5年1月16日(月) 午前9時から午後5時まで 令和5年1月17日(火) 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和5年1月18日(水) 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和5年1月13日(金) 午後5時まで	共通事項5のとおり



	設計図書に関する質問 令和5年1月19日（木） 午後3時まで	
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和5年1月23日（月） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和5年1月25日（水） 午前9時から午後5時まで 令和5年1月26日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和5年1月27日（金） 午前11時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

## 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課  
(電話0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第3号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、亀岡市大井町南部土地区画整理組合の解散を認可したので、同法同条第5項の規定により公告する。

令和5年1月13日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市公告第4号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和5年1月16日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和5年1月16日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

## 亀岡市公告第5号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和5年1月16日

亀岡市長 桂川孝裕

入札事項	<p>亀岡市公有地の売却          売却する物件：亀岡市北古世町二丁目189番1（元道路新設改良事業用地）          雑種地 面積935.31㎡（実測）</p>
入札日時及び 入札場所	<p>令和5年2月21日（火曜日）          入札：午前10時から午前10時40分まで 開札：午前11時から          場所：亀岡市役所4階入札室</p>
入札参加資格	<p>日本国内に居住している者。ただし、次のアからオまでに該当する者は参加できない。</p> <p>ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者</p> <p>イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者</p> <p>ウ 亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団員等並びにこれらの者の依頼を受けて市有地等の売買契約をしようとする者</p> <p>エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する者</p> <p>オ 亀岡市税に滞納がある者</p>
参加申込み	<p>この入札に参加を希望する場合は、事前の申込みを必要とする。</p>
参加申込受付 期間及び場所	<p>参加申込みは、次の期間内に亀岡市役所1階財産管理課（14番窓口）にて受け付ける。</p> <p>令和5年1月16日（月曜日）から令和5年2月13日（月曜日）まで（土曜日、日曜日を除く。）</p> <p>受付時間：午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）</p>
実施要領及び 入札参加申込 書等の配布	<p>「亀岡市公有地の売却について（亀岡市北古世町二丁目189番1）：実施要領【令和5年2月21日入札実施】」として、令和5年1月16日（月曜日）から亀岡市ホームページにて配布する。入手できない場合は亀岡市財産管理課に問い合わせること。</p>
予定価格（最 低売却価格） の有無	<p>予定価格（最低売却価格）を次のとおり設定する。</p> <p>40,120,000円</p>

## 土地の利用及び留意事項

入札する物件は、次の土地利用条件等が付される。

ア 周辺地域の生産環境、業務環境又は居住環境と調和した開発を購入者が事業主として行うこととし、購入者自らが一切事業に着手することなく第三者に譲渡することは固く禁ずる。

イ 給水に関する条件：当該地に給水管の引込みはない。新規引込みを希望する場合は、前面道路に配水管が布設されていないため、新規引込口径に合わせた配水管の布設整備が必要。配水管の布設整備にあたっては、亀岡市水道課と協議が必要。なお、配水管等の布設整備に係る工事費用については、全額申請者の負担となる。新規引込みを行う際は、加入金及び申請手数料が必要。土地利用の状況に応じて関係課と十分協議、調整を行うこと。

ウ 下排水に関する条件：当該地に公共汚水桝はない。公共汚水桝を設置する場合は、前面道路に下水道本管が布設されているが、サービス管の布設を検討する必要がある。サービス管の布設にあたっては、亀岡市下水道課と協議が必要。なお、サービス管等の布設整備に係る工事費用は、全額申請者の負担となる。当該地は供用開始区域外のため、負担金は賦課されていない。下水道施設の使用には、受益者負担金（440円/m<sup>2</sup>）が必要。土地利用の状況に応じて関係課と十分協議、調整を行うこと。

エ 接面道路に関する条件：本物件西側の市道東堅北古世線（未舗装区間）及び南側の農道は、建築基準法非道路となる。また、農道への進入は原則できない。なお、本物件北西角における市道北古世西川線と市道東堅北古世線との接道箇所などの整理について、亀岡市桂川・道路交通課と協議を行うこと。

オ 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行条例（昭和35年京都府条例第13号）、亀岡市宅地開発等に関する条例（平成28年亀岡市条例第43号）など亀岡市の関係条例、その他全ての関係法令等を遵守するとともに、土地利用の状況に応じて関係機関、関係課等と十分協議、調整の上、適切に処理すること。

カ 本物件は現状有姿のまま売り渡すものであり、契約不適合責任を負わない。ただし、購入者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条に規定する消費者の場合、引渡しの日から2年間に限り民法（明治29年法律第89号）第562条から第564条までに定める契約不適合責任を負う。また、本物件内の工作物（管理フェンス含む。）について撤去が必要な場合は、購入者において行うこと。なお、管理フェンスは、安全対策及び近隣への配慮のために設置しているものである。

キ 土地利用、工事等にあたり、近隣住民に対して誠意をもって対応することとし、亀岡市は関与しない。なお、工事等に伴う騒音、振動、埃等及び新施設を建設したことに起因する電波障害、風害、日影等の周辺への影響については、購入者の責任において対応すること。

ク 接道条件や敷地内の高低差などを含め、現地及び周辺環境の状況を購入者自身で確認の上、入札参加すること。

<p>土地の用途制限</p>	<p>入札する物件は、売買契約書において次の用途制限が付される。                  ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に供しないこと。                  イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第4項から第11項までに規定する風俗関連営業の用途に供しないこと。                  ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する「廃棄物」の処理業の用途に供しないこと。</p>
<p>無効な入札</p>	<p>次の入札は無効とする。                  ア 入札参加資格のない者がした入札                  イ 指定の時刻までに提出しなかった入札                  ウ 所定の入札書によらない入札                  エ 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札                  オ 入札者又はその代理人が同一の入札について、2枚以上の入札をした場合のその全部の入札                  カ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合のその全部の入札                  キ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が識別できない入札                  ク 入札金額を訂正した入札                  ケ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札                  コ 指定の日時までに事前申込みをしなかった者がした入札</p>
<p>落札者の決定方法</p>	<p>予定価格（最低売却価格）以上の額の入札のうち、最高額で入札した者を落札者とする。同額の入札をした者が二人以上あるときは「くじ」による。</p>
<p>入札保証金及び契約保証金</p>	<p>入札保証金（京都手形交換所参加金融機関が振り出した保証小切手）は入札額の5%以上、契約保証金は契約金額の10%以上とする。</p>
<p>その他</p>	<p>入札に関する注意事項、契約に関する注意事項、物件情報等は「亀岡市公有地の売却について（亀岡市北古世町二丁目189番1）：実施要領【令和5年2月21日入札実施】」で確認し、全て承知、承諾の上、入札参加すること。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>亀岡市会計管理室財産管理課 電話0771-25-5160</p>

「揭示済」

亀岡市公告第6号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、亀岡市亀岡駅北土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

令和5年1月19日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市公告第7号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

令和5年1月19日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務の概要等

- (1) 業務の名称  
亀岡市庁舎設備運転管理業務委託
- (2) 業務場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市役所（本館及び別館）
- (3) 業務種別  
保守・維持管理業務
- (4) 業務概要  
亀岡市庁舎設備運転管理業務  
ア 設備日常運転保守管理業務  
イ 建築物環境衛生管理業務  
ウ 自家用電気工作物定期精密点検業務  
エ 無停電電源装置定期点検業務

- オ 消防用設備等法定点検業務
- カ 防火・防災対象物定期点検業務
- キ 非常用発電装置年次点検業務
- ク 空調用熱源機器保守点検業務
- ケ 空調自動制御保守点検業務
- コ エレベーター設備保守点検業務
- サ 自動扉保守点検業務
- シ テレビ電波障害対策施設維持管理業務
- ス 蓄熱槽冷温水水処理業務
- セ 空調機用エアフィルター取替清掃業務
- ソ 中央監視装置定期保守点検業務
- タ 水景施設水処理業務
- チ 市民ホール内設備定期点検業務
- ツ ごみ処理設備保守点検業務
- テ 庁舎大窓開閉装置機能保守点検業務
- ト 発注業務設計積算業務
- ナ フロン類使用業務用機器点検業務

(5) 業務期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

(6) 最低制限価格 採用

(7) 入札保証金 免除

(8) 契約保証金 免除

2 入札参加要件

参加者は、次の全ての要件に該当すること。

- (1) 「令和4・5年度 物品納入等に関する指名競争入札参加資格者名簿」に登録しており、第1希望又は第2希望が「23 保守管理業務」であること。
- (2) 亀岡市へ2時間以内に到達できる範囲内に、支援に駆けつけることのできる人員を配置した本店（支店）又は営業所を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 入札参加申請時において、国又は地方公

共団体等の指名停止期間中でないこと。

- (5) 亀岡市庁舎又は亀岡市庁舎と同規模建物（地上5階以上、かつ、延床面積2万平方メートル以上で、なおかつ非常用発電機及びチラー等を用いた空調設備を有する庁舎、オフィスビル又は類似施設）の設備運転管理を、単独者で過去10年間に同一施設で5年以上継続した実績を有すること。

- (6) 入札参加申請時に次の書類を提出できること。

※設備運転管理業務委託仕様書 第4 当業務に関し必要な要件等の1、2、4に関する書類

1 の各種許可証及び各 I S O 9001 ・ 14001 認証の写し

2 の(1)～(5)の要件を満たす配置予定業務従事者名簿（様式第3号）

（氏名、業務経歴、資格を証する書類の写しを添付）

4 の実績に係る契約書及び仕様書の写し

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）でないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている

者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

### 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (2) 類似業務委託実績書（様式第2号）
- (3) 類似業務委託の実績を証明する書面（契約書及び仕様書等の写し）
- (4) 「電気工事業」、「管工事業」及び「消防施設工事業」の許可と I S O 9001 ・ 14001 の認証を受けていることを証明する書類の写し
- (5) 配置予定業務従事者名簿（様式第3号）
- (6) 入札参加資格を満たしていることの誓約書（様式第4号）

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
<p>一般競争入札 参加資格確認 申請書等の配 布期間</p>	<p>令和5年1月19日（木） 午後1時から</p>	<p>1 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請」という。）等並びに仕様書及び設計書等は、亀岡市入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の発注情報閲覧からダウンロードすること。</p> <p>2 やむを得ず窓口配布を希望する場合は、問い合わせの上配布期間内の受付時間中（令和5年1月19日は午後1時から午後5時まで、令和5年1月20日以降は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）に契約検査課に来庁して入手すること。ただし、閉庁日を除く。</p>
<p>一般競争入札 参加資格確認 申請書等の受 付</p>	<p>令和5年2月3日（金） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後5時まで 令和5年2月6日（月） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで</p>	<p>入札に参加を希望する者は、当該の公告に示す提出資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(1) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。 なお、郵送の場合は書留にて、令和5年2月6日（月）午後4時までに契約検査課必着とする。また、郵送時に契約検査課まで郵送した旨の電話連絡をすること。</p> <p>(2) 提出書類 当該公告の「3 入札参加資格確認申請時の提出書類」に定める書類</p> <p>(3) その他 ア 提出書類作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。 イ 提出書類は、公告で指定した様式にて作成すること。 ウ 提出された書類は、本市において無断使用することはない。 エ 虚偽の記載をした者は、当該業務の入札への参加を認めないとともに、市の指名停止措置を行うことがある。</p>



入札参加資格 確認通知書の 送付	令和5年2月9日（木）まで に発送	確認申請等を提出した入札参加希望者に対し、結果を文書により通知する。 入札は、「一般競争入札参加資格確認通知書」により「参加資格有」の通知を受けた者のみが参加できる。
確認申請等並びに仕様書及び設計書等に関する質問の受付及び回答	確認申請等に関する質問 令和5年2月2日（木） 午後5時まで  仕様書及び設計書等に関する質問 令和5年2月10日（金） 正午まで	1 確認申請等に関する質問は、公告に示す期間内に契約検査課にて随時受け付ける。 2 仕様書及び設計書等に関する質問については、質問書（様式第5号）にて行うこととし、E-Mailアドレスへ電子メールにて提出すること。質問内容を簡潔にまとめて記載して、電子メールに添付し提出すること。 添付ファイルは、「Microsoft Word 2010」（Windows版）で支障なく再現できること。 口頭による質問は受け付けない。 提出後、質問書を提出した旨を契約検査課へ電話連絡すること。送付した旨の電話連絡がない場合は、質問書を受付できないことがあるので留意すること。
	確認申請等に関する回答 随時  仕様書及び設計書等に関する回答 令和5年2月14日（火） 午後5時まで	1 確認申請等に関する質問の回答については、随時、原則質問者にのみ行う。 2 仕様書及び設計書等に関する質問の回答については、該当の公告に示す日までに電子メールにて参加者全員に回答する。 3 その他、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。 4 回答期日までに電子メールによる回答がない場合は、基本的に質問は無かったものとする。
入札日時	令和5年2月17日（金） 午前10時（厳守）	入札については、「5 入札に関する留意事項」のとおり

## 5 入札に関する留意事項

- (1) 入札方法は、紙入札とする。指定の日時に亀岡市役所入札室（市役所4階）に持参すること。（入札開始の10分前には到着を心掛けること。）
- (2) 入札回数は最大3回までとするので、入札書を3部準備すること。
- (3) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。
- (5) 入札者は、仕様書及び設計書等（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。
- (6) 入札書に記載する金額  
入札書に記載する金額は、「亀岡市庁舎設備運転管理業務委託」一式の金額とする。また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札の辞退  
入札に参加できない事情がある場合には、入札執行の完了に至るまでに入札辞退届を提出しなければならない。
- (8) 書面による入札  
ア 代理人が入札する場合は、委任状を提出しなければならない。この場合、入札書に入札者の商号又は名称及び代表者氏名、当該代理人の氏名を記載して、押印

（代理人の印を使用）しておかなくてはならない。

- イ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び業務名を記載し押印のうえ、封筒の開口部を封印すること。（代理人が入札する場合は当該代理人名を記載のうえ、代理人の印を使用）

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

## (9) 業務委託費内訳書の提出

- ア 入札に当たっては、業務委託費内訳書を提出しなければならない。

なお、2回目以降の入札を行う場合においては、業務委託費内訳書の提出を要しない。

- イ 業務委託費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は閲覧図書として添付されている「設備運転管理業務設計書(金抜き原稿)」の項目と一致させること。

- ウ 業務委託費内訳書の表紙には、入札者の商号又は名称及び代表者氏名、当該代理人の氏名を記載して、押印しておかなくてはならない。

## (10) 開札

開札は、公告に掲げる入札日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

## (11) 入札の無効及び失格

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

- ア 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札

- イ 確認申請等に虚偽の記載をした者の入札

<p>ウ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理としての入札を含む。）をした者の入札</p> <p>エ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の入札</p> <p>オ 「一般競争入札参加資格確認通知書」により「参加資格有」の通知を受けた後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者の入札</p> <p>カ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者の入札</p> <p>キ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書で入札をした者のした入札</p> <p>ク 入札関係職員の指示に従わない等、入札場の秩序を乱した者</p> <p>ケ 再度入札に付して最低価格札の発表をしたにもかかわらず、当該最低価格以上の価格で入札をした者</p> <p>コ 最低制限価格未満の価格で入札した者</p> <p>サ 内訳書の提出を求めている場合に、内訳書を提出せずに入札を行った者</p> <p>シ その他入札条件に違反した者</p> <p>(12) 落札者の決定方法</p> <p>ア 亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第110条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は、失格とする。</p> <p>なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当</p>	<p>該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>イ 落札者が決定通知のあった日から指定する期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。</p> <p>(13) 本入札は、最低制限価格を設定して執行する。</p> <p>(14) その他亀岡市財務規則に基づき執行する。</p> <p>6 入札保証金 免除する。</p> <p>7 違約金 落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。</p> <p>8 契約保証金 免除する。</p> <p>9 契約書の作成の要否 要</p> <p>10 その他</p> <p>(1) 入札参加者は、別添の仕様書及び設計書等を熟読し、関係法令等を遵守すること。</p> <p>(2) 本市が提示する資料及び回答書は、契約関係書類と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。</p> <p>(3) 本市が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。</p> <p>(4) 落札者の決定後、当該入札に付する業務に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該業務契約を締結しないことがある。</p>
---	---

- (5) 確認申請等に虚偽の記載をした場合には、当業務の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (6) 以上に定めるもののほか、亀岡市財務規則の定めるところによる。
- (7) 予定価格及び最低制限価格は、公表しないものとする。

1.1 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市総務部 契約検査課

(電話番号 0771-25-5009)

(FAX番号 0771-25-5157)

E-Mailアドレス：

sikkou-kanri@city.kameoka.lg.jp

ホームページ：

<http://www.city.kameoka.kyoto.jp>

「揭示済」

亀岡市公告第8号

亀岡農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案に当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて、次により縦覧に供する。

なお、亀岡市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について、令和5年2月18日（縦覧期間満了の日）までに意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案の

うち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和5年2月19日（縦覧期間満了の日の翌日）から令和5年3月5日までにこれを申し出ることができる。

令和5年1月19日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

自 令和5年1月19日

至 令和5年2月18日

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第9号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

令和5年1月24日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和5年1月24日以後、常時備え置く  
こととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第10号

令和4年亀岡市公告第121号に基づき実施  
した本市職員採用試験の結果、次のとおり合格  
者を決定し、職員採用候補者名簿に登載したの  
で公告する。ただし、有効期限については、令  
和6年4月1日までとする。

令和5年1月26日

亀岡市長 桂川孝裕

合格者受験番号

保育士・幼稚園教諭  
3001

保健師

4001、4003

「揭示済」

亀岡市公告第11号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第  
29条第1項に関する工事が完了したので、次  
のとおり公告する。

令和5年1月27日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
亀岡市大井町並河中又14の3

（関連区域）

- 亀岡市大井町並河検見ヶ丘7の2の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
亀岡市大井町並河検見ヶ丘2の1  
並河 吉計

「揭示済」

## 任免及び辞令

(各 通) 見上 崇洋  
 辻村 修二  
 人見 一輝  
 楠 善夫  
 北山 尚美  
 桂 喜久子  
 新谷 薫

亀岡市情報公開・個人情報保護審議会委員に委嘱します

任期は令和6年12月31日までとします

(各 通) 小野里 光広  
 右近 潤一  
 山田 智久  
 塚本 綏佳子  
 藤村 かをる

亀岡市情報公開・個人情報保護審査会委員に委嘱します

任期は令和6年12月31日までとします

令和5年1月1日

(各 通) 黒田 幹男  
 永田 真帆  
 田部 頼子  
 櫻井 邦男  
 西村 満  
 井内 廣樹  
 稲村 智子  
 高澤 伸江  
 太田 喜和  
 黒田 洋二郎  
 中西 一夫

亀岡市環境審議会委員に委嘱します

令和5年1月23日

## 選挙管理委員会欄

### 告示

亀岡市選挙管理委員会告示第1号

令和5年1月22日執行の亀岡市議会議員一般選挙に係る各候補者の選挙運動費用収支報告書の要旨の公表は、亀岡市公報により行う。

令和5年1月10日

亀岡市選挙管理委員会  
 委員長 俣野健一郎

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第2号

令和5年1月22日執行の亀岡市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定める。

令和5年1月13日

亀岡市選挙管理委員会  
 委員長 俣野健一郎

【省略】

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第3号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和5年1月14日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

1, 463人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第4号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和5年1月14日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

24, 373人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第5号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和5年1月14日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

12, 187人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第6号

亀岡市議会議員一般選挙の期日を次のように定める。

令和5年1月15日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

選挙の期日 令和5年1月22日

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第7号

令和5年1月22日執行の亀岡市議会議員一般選挙における選挙長及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和5年1月15日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

選挙長	省略	俣野 健一郎
同職務代理者	省略	美馬 義晴

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第8号

令和5年1月22日執行の亀岡市議会議員一般選挙において、選挙長が立候補の届出の受付等の事務を取り扱う場所及び亀岡市選挙管理委員会が選挙の管理執行を行う場所は、次のとおりである。

令和5年1月15日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市選挙管理委員会事務局  
(亀岡市役所内)

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第9号

令和5年1月22日執行の亀岡市議会議員一般選挙における候補者1人についての選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和5年1月15日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

亀岡市議会議員一般選挙  
3,726,400円

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第10号

令和5年1月22日執行の亀岡市議会議員一般選挙において用いる街頭演説用標旗、腕章等の配色を次のように定める。

令和5年1月15日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

亀岡市議会議員一般選挙  
街頭演説用標旗  
白地に黒色の文字  
街頭演説用腕章  
白地に黒色の文字  
自動車の乗員用腕章  
白地に黒色の文字



自動車の表示板

白地（木板）に黒色の文字

拡声機の表示板

白地（木板）に黒色の文字

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第11号

令和5年1月22日執行の亀岡市議会議員一般選挙において用いる投票用紙の様式を次のように定める。

令和5年1月15日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

(表)

(裏)

<p style="text-align: center;">令和5年執行 亀岡市議会議員一般選挙投票</p> <p>(注意)</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <p style="text-align: right;">亀岡市選挙管理委員会之印</p>	
--	--

(表)

(裏)

<p style="text-align: center;">令和5年執行 亀岡市議会議員一般選挙投票</p> <p>(注意)</p> <p>一 候補者の氏名を一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <p style="text-align: right;">亀岡市選挙管理委員会之印</p>	<p style="text-align: center;">点字投票</p>
--	---

備考 投票用紙は白色とし、文字は黒色のインキで印刷し、印は黒色のインキで刷込式とする。

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第12号

令和5年1月22日執行の亀岡市議会議員一般選挙における期日前投票所を次のように定める。

令和5年1月15日

亀岡市選挙管理委員会委員長 俣野健一郎

施設名	所在地
亀岡市役所 市民ホール	亀岡市安町野々神8番地
アル・プラザ亀岡 3階催事場	亀岡市篠町野条上又11番地1

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第13号

令和5年1月22日執行の亀岡市議会議員一般選挙における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和5年1月15日

亀岡市選挙管理委員会委員長 俣野健一郎

令和5年1月22日執行 亀岡市議会議員一般選挙  
期日前投票所における投票管理者・同職務代理者 一覧表

(1) 市役所 市民ホール

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
令和5年1月16日	小島香代子	省略	中井康雄	省略
令和5年1月17日	俣野健一郎	省略	小島香代子	省略
令和5年1月18日	美馬義晴	省略	俣野健一郎	省略
令和5年1月19日	中井康雄	省略	美馬義晴	省略
令和5年1月20日	小島香代子	省略	中井康雄	省略
令和5年1月21日	俣野健一郎	省略	小島香代子	省略

(2) アル・プラザ亀岡 3階 催事場

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
令和5年1月20日	美馬 義晴	省略	廣瀬 正博	省略
令和5年1月21日	中井 康雄	省略	上園 千佳	省略

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第14号

令和5年1月22日執行の亀岡市議会議員一般選挙における各投票区の投票所を次のように定める。

令和5年1月15日

亀岡市選挙管理委員会委員長 俣野健一郎

投票区名	投票所の施設	所在地
第1投票区	亀岡小学校	亀岡市内丸町15番地
第2投票区	亀岡市役所市民ホール	亀岡市安町野々神8番地
第3投票区	東別院町ふれあいセンター	亀岡市東別院町東掛一アーン15番地8
第5投票区	亀岡市西別院生涯学習センター	亀岡市西別院町袖原佃17番地
第6投票区	犬甘野児童館	亀岡市西別院町犬甘野霜ノ下2、3、4番地
第7投票区	曾我部公民館	亀岡市曾我部町南条北荒水代4番地1
第8投票区	寺区公民館	亀岡市曾我部町寺広畑12番地
第9投票区	吉川公民館	亀岡市吉川町吉田沢63番地
第10投票区	亀岡市葎田野生涯学習センター	亀岡市葎田野町佐伯西ノ辻9番地1
第12投票区	ほんめ町ふれあいセンター	亀岡市本梅町井手梅原3番地
第13投票区	西加舎公民館	亀岡市本梅町西加舎塩賀14番地1
第14投票区	畑野町公民館	亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地1
第15投票区	土ヶ畑公民館	亀岡市畑野町土ヶ畑堂ノ下19番地
第16投票区	宮川公民館	亀岡市宮前町宮川谷ノ下103番地
第17投票区	神前ふれあいサロン	亀岡市宮前町神前平見1番地1
第18投票区	猪倉公民館	亀岡市宮前町猪倉森ノ下10番地
第19投票区	大井小学校	亀岡市大井町並河1丁目3番1号
第20投票区	小金岐区会議所	亀岡市大井町小金岐馬場崎21番地
第21投票区	千代川町自治会館	亀岡市千代川町北ノ庄国主ケ森19番地
第22投票区	北ノ庄会議所	亀岡市千代川町北ノ庄市場2番地
第23投票区	馬路生涯学習センター	亀岡市馬路町流川2番地1
第24投票区	池尻区公民館	亀岡市馬路町池尻60番地1

第25投票区	馬路老人センター	亀岡市馬路町小米田45番地4
第26投票区	旭コミュニティセンター	亀岡市旭町年角25番地
第27投票区	山階公民館	亀岡市旭町井戸ノ下211番地2
第28投票区	国分公民館	亀岡市千歳町国分西垣内15番地1
第29投票区	千歳町自治会事務所	亀岡市千歳町千歳垣根2番地3
第30投票区	出雲会議所	亀岡市千歳町千歳南所26番地
第31投票区	亀岡市河原林生涯学習センター	亀岡市河原林町河原原上六反田9番地1
第32投票区	勝林島会議所	亀岡市河原林町勝林島稻荷53番地
第33投票区	保津児童館	亀岡市保津町式番11番地1
第35投票区	赤熊公民館	亀岡市東本梅町赤熊南垣内22番地
第36投票区	大内営農センター	亀岡市東本梅町大内上条30番地
第37投票区	安詳小学校	亀岡市篠町篠中北裏68番地
第38投票区	東つつじヶ丘ふれあいセンター	亀岡市東つつじヶ丘都台3丁目6番7号
第39投票区	西つつじヶ丘ふれあいセンター	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目12番13号
第40投票区	亀岡市文化資料館	亀岡市古世町中内坪1番地
第41投票区	詳徳小学校	亀岡市篠町柏原田中3番地1
第42投票区	亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目43番1号
第43投票区	見立自治会館	亀岡市東別院町鎌倉見立19番地171
第44投票区	西山区集会所	亀岡市篠町王子唐櫃越1番地51
第45投票区	小林区会議所	亀岡市千代川町小林植田61番地

「揭示済」

---

 亀岡市選挙管理委員会告示第15号

令和5年1月22日執行の亀岡市議会議員一般選挙における各投票区の投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和5年1月15日

亀岡市選挙管理委員会委員長 俣野健一郎

令和5年1月22日執行 亀岡市議会議員一般選挙 投票管理者・同職務代理者一覧表

地区名	投票区番号	投票管理者		同職務代理者	
		氏名	住所	氏名	住所
亀岡	1	八木辰夫	省略	藤田雅史	省略
	2	武内政一	省略	酒井敬仁	省略
東別院	3	江見邦博	省略	乾彰展	省略
西別院	5	中島三羊子	省略	面村重喜	省略
	6	北條繁美	省略	田村知弘	省略
曾我部	7	木村隆一	省略	伊藤正人	省略
	8	吉井史郎	省略	宮川泰一	省略
吉川	9	赤田雅光	省略	佐藤陽介	省略
葎田野	10	美馬秀子	省略	成田一真	省略
本梅	12	面村誠	省略	中川正大	省略
	13	小林功	省略	谷健太	省略
畑野	14	辻村修二	省略	岡本英明	省略
	15	谷口文雄	省略	竹村直樹	省略
宮前	16	山口忠弘	省略	工藤彰	省略
	17	人見輝雅	省略	三宅晃圓	省略
	18	中村克彦	省略	橋本広明	省略
大井	19	渡邊勇次	省略	近藤洋介	省略
	20	山脇輝夫	省略	森田幸治	省略
千代川	21	樋口一治	省略	湯浅邦啓	省略
	22	俣野浩幸	省略	俣野孝明	省略
馬路	23	畑末雄	省略	中川智嗣	省略
	24	名倉弘幸	省略	佐藤知草	省略
	25	堤朝雄	省略	足立慎吾	省略
旭	26	平井正	省略	平井透	省略
	27	射場和美	省略	川勝洋太	省略
千歳	28	島津由和	省略	廣瀬直人	省略
	29	面垣久敬	省略	廣瀬敬太	省略
	30	大西等	省略	泊武宏	省略
河原林	31	佐井浩伸	省略	綾野昌弘	省略
	32	八木清友	省略	林田和也	省略
保津	33	廣瀬文章	省略	山口福子	省略
東本梅	35	日下部勝也	省略	井内康博	省略
	36	中西顯	省略	土川有紀	省略
篠	37	木村憲文	省略	荒美大作	省略
篠・東つじ	38	中龍雄	省略	石津仁	省略
西つじ	39	永光寛	省略	串崎真	省略
亀岡	40	芳野重徳	省略	太田健一郎	省略
篠	41	山本巖	省略	谷智行	省略
南つじ	42	松本清志	省略	中西孝臣	省略
東別院	43	堀内政八郎	省略	八田恭尚	省略
篠	44	中村富男	省略	山下大輔	省略
千代川	45	齋田義彦	省略	入江幸	省略

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第16号

令和5年1月22日執行の亀岡市議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時を次のように定める。

令和5年1月15日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

- 1 場 所    ガレリアかめおか  
              亀岡市余部町宝久保1番地1
- 2 日 時    令和5年1月22日 午後9時

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第17号

令和5年1月22日執行の亀岡市議会議員一般選挙における開票事務は、選挙会場において選挙会事務に合わせて行う。

令和5年1月15日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第18号

令和5年1月22日執行の亀岡市議会議員一般選挙における選挙公報掲載申請の期限は、令和5年1月15日とする。

令和5年1月15日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第19号

令和5年1月22日執行の亀岡市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のように定める。

令和5年1月15日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

- 1 場 所    亀岡市安町野々神8番地  
              亀岡市役所
- 2 日 時    令和5年1月15日  
              午後5時30分

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第20号

令和5年1月22日執行の亀岡市議会議員一般選挙における投票記載所の氏名掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

令和5年1月15日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

- 1 場 所 亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市役所
- 2 日 時 令和5年1月15日 午後6時

「掲示済」

---

亀岡市選挙管理委員会告示第21号

令和5年1月22日執行の亀岡市議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

令和5年1月15日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

- 1 場 所 亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市役所
- 2 日 時 令和5年1月19日 午後6時

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第22号

令和5年1月22日執行の亀岡市議会議員一般選挙における投票管理者職務代理者を次のとおり変更した。

令和5年1月16日

亀岡市選挙管理委員会委員長 俣野健一郎

選挙区	変更後		変更前	
	住所	氏名	住所	氏名
第42投票区	省略	林 大地	省略	中 西 孝 臣

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第23号

令和5年1月22日執行の亀岡市議会議員一般選挙における投票管理者職務代理者を次のとおり変更した。

令和5年1月18日

亀岡市選挙管理委員会委員長 俣野健一郎

選挙区	変更後		変更前	
	住所	氏名	住所	氏名
第14投票区	省略	齊 藤 和 則	省略	岡 本 英 明

「揭示済」



亀岡市選挙管理委員会告示第24号

令和5年1月22日執行の亀岡市議会議員一般選挙における投票管理者職務代理者を次のとおり変更した。

令和5年1月20日

亀岡市選挙管理委員会委員長 俣野健一郎

選挙区	変更後		変更前	
	住所	氏名	住所	氏名
第41投票区	省略	藤田浩平	省略	谷智行
第45投票区	省略	西出和正	省略	入江幸

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第25号

令和5年1月22日執行の亀岡市議会議員一般選挙における投票管理者を次のとおり変更した。

令和5年1月21日

亀岡市選挙管理委員会委員長 俣野健一郎

選挙区	変更後		変更前	
	住所	氏名	住所	氏名
第19投票区	省略	待田浩行	省略	渡邊勇次

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第26号

令和5年1月22日執行の亀岡市議会議員一般選挙の選挙会の日時を次のように変更する。

令和5年1月22日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

選挙会日時 令和5年1月22日  
午後8時55分

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第27号

令和5年1月22日執行の亀岡市議会議員一般選挙において、当選した当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和5年1月23日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

住 所	氏 名
省略	松 山 雅 行
省略	三 上 泉
省略	小 川 克 己
省略	小 林 仁
省略	木 村 勲
省略	竹 内 博 士
省略	齊 藤 一 義
省略	梅 本 靖 博
省略	堂 本 実生子

省略	法 貴 隆 司
省略	大 西 陽 春
省略	林 徹 司
省略	平 本 英 久
省略	菱 田 光 紀
省略	山 本 由美子
省略	富 谷 加都子
省略	大 塚 建 彦
省略	西 口 純 生
省略	福 井 英 昭
省略	片 山 輝 夫
省略	山 木 裕 也
省略	浅 田 晴 彦
省略	大 石 慶 明
省略	土 岐 新

「揭示済」

農業委員会欄

告示

亀岡市農業委員会告示第1号

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定により別段の面積（下限面積）を次のとおり告示する。

令和5年1月17日

亀岡市農業委員会  
会長 神崎 弥

別段の面積	適用する区域
1平方メートル	西別院町万願寺下辻7番 西別院町万願寺下辻16番 西別院町万願寺下辻17番 旭町岩ヶ谷164番2 千歳町毘沙門西條1番 千歳町毘沙門西條7番2
30アール	1平方メートル区域を除く区域

附 則

令和3年亀岡市農業委員会告示第2号は、この告示の施行の日をもって廃止する。

「揭示済」

公 告

亀岡市農業委員会公告第1号

令和5年1月定例総会を下記のとおり公告する。

令和5年1月5日

亀岡市農業委員会  
会長 神崎 弥

記

- 1 日 時  
令和5年1月11日（水）  
午後1時30分から
- 2 場 所  
亀岡市役所 302・303会議室
- 3 議 題
  - ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
  - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
  - ・第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
  - ・第4号議案 非農地証明交付について
  - ・第5号議案 令和5年2月農用地利用集積計画（農地中間管理機構・利用権設定）
  - ・第6号議案 農地取得に係る別段の面積（下限面積）の設定について

「揭示済」

# 上下水道部欄

## 告 示

### 亀岡市上下水道部告示第1号

亀岡市指定給水装置工事事業者  
指定の告示

令和5年1月12日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和5年1月12日

2 指定業者

指定番号	業者名	代表者名	住 所
327	セノヤ	實藤 理	大阪府茨木市総持寺2丁目2番3号

「揭示済」

### 亀岡市上下水道部告示第2号

亀岡市下水道排水設備指定工事事業者指定の告示

令和5年1月12日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和5年1月12日

2 指定業者

指定番号	業者名	代表者名	住 所
314	セノヤ	實藤 理	大阪府茨木市総持寺2丁目2番3号

「揭示済」

### 亀岡市上下水道部告示第3号

亀岡市指定給水装置工事事業者  
廃止の告示

令和5年1月13日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止届出日

令和4年12月28日

2 廃止事業者

指定番号	事業者名	代表者名	住 所
237	松浦設備	松浦 貴志	亀岡市大井町並河坂井38番地16

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第4号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者廃止の告示

令和5年1月13日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定工事業者指定辞退届が提出されたので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止届出日

令和4年12月28日

2 廃止業者

指定番号	業 者 名	代表者名	住 所
247	松浦設備	松浦 貴志	亀岡市大井町並河坂井38番地16

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第5号

亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示

令和5年1月17日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和5年1月17日

2 指定業者

指定番号	業 者 名	代表者名	住 所
328	株式会社松浦設備	代表取締役松浦 貴志	亀岡市大井町並河坂井38番地16

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第6号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示

令和5年1月17日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事

業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和5年1月17日

2 指定業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
315	株式会社松浦設備	代表取締役松浦 貴志	亀岡市大井町並河坂井38番地16

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第7号

亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示

令和5年1月24日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和5年1月24日

2 指定業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
329	イーグル設備	居附 篤穂	京都市右京区西京極東衣手町53番地

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第8号

亀岡市下水道排水設備指定工事事業者指定の告示

令和5年1月24日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和5年1月24日

2 指定業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
316	イーグル設備	居附 篤穂	京都市右京区西京極東衣手町53番地

「揭示済」